

岩手県商工観光審議会
平成30年12月19日
商工労働観光部商工企画室

地域未来投資促進法に基づく取組の進捗について

1 概況

- 企業立地促進法の成果の検証に基づき、観光・航空機部品など、**地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組等を支援するため、地域未来投資促進法が平成29年7月31日施行されました。**
- 県では、法の施行を受け、国の基本方針に沿って、国が例示した**6分野全てを支援対象とする形で基本計画を策定し、平成29年9月29日付けで国の同意を得ているところ**です。（別添1）
- 関係部局、市町村、産業支援機関等と連携し、企業等の**地域経済牽引事業計画の策定や事業化等を支援しているところ**です。

2 経済的効果の目標に対する進捗状況

促進区域内（岩手県全域）で約69億円の付加価値を創出する目標に対し、承認済の事業計画での2022年度末の見込みは、約33億3,100万円（48.3%）となっています。（別添2）

※地域経済牽引事業の承認事業件数は11件となっています。

3 今後の取組等について

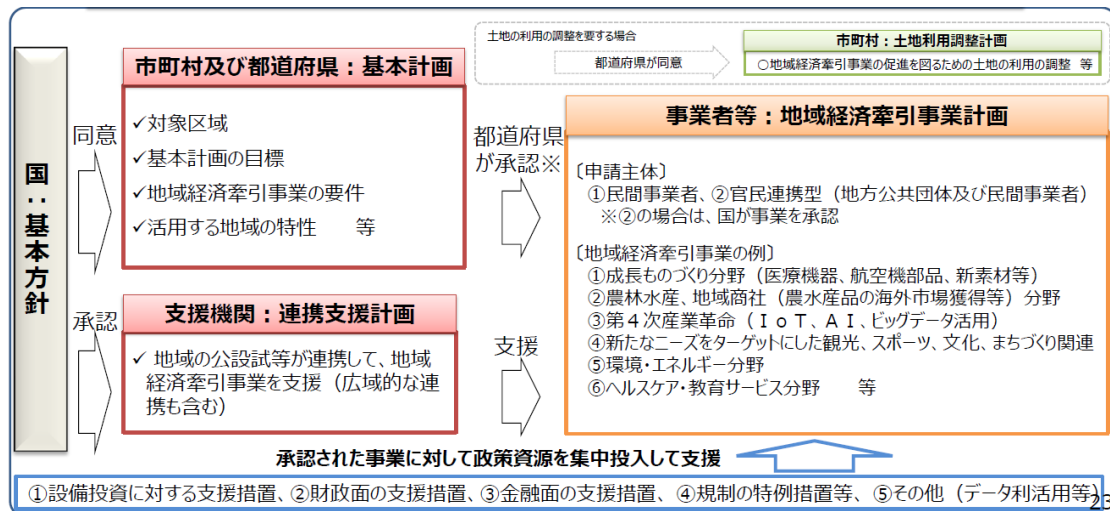
- (1) 基本計画に掲げる経済的効果の目標の達成に向け、**地域経済牽引事業計画を策定する企業等の掘り起こしが必要な状況**です。
- (2) これまで、国や県のHPで制度周知を図っているほか、県、市町村、産業支援機関、金融機関等と連携し、企業等からの照会・相談対応や企業訪問等を通じて制度の周知を図ってきましたが、今年度は次の取組により、**より一層の制度周知等**を図っていきます。
 - ア 県北沿岸地域経済をけん引する地場企業等ガイドブックの作成
 - イ 地域未来牽引サミットの開催（久慈市を会場に開催予定）
- (3) 上記の取組成果を検証し、**2019年度は、地域未来牽引サミットやセミナー等の開催を全県で検討すること**としています。

【参考：地域未来投資促進法について】

1 基本スキームの概要

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、事業者等が作成する当該事業に係る計画を承認する制度を創設し、計画に係る事業を支援する等の措置を講ずるものです。

《地域未来投資促進法のスキーム》



2 地域経済牽引事業に対する支援措置

地域未来投資促進法に関する主な支援措置について

① 予算による支援措置

<平成30年度当初予算案>

- 地域中核企業・中小企業等連携支援事業
- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

- 1) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助【P3】
- 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助【P4】
- 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援【P5】

<平成29年度補正予算案>

- 共同設備：地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入や利用支援のための経費を補助【P6】
- 連携措置：ものづくり補助金やIT導入補助金等の採択時に、地域未来投資促進法の承認案件を審査において優遇するなどの連携【P10】

<地方創生推進交付金の活用>

- 地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援（設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化）

② 税制による支援措置

○先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置【P7】

- ・機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
- ・建物等：20%特別償却、2%税額控除

③ 金融による支援措置

- 日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資【P8】
- 地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 規制の特例措置等

- 工場立地の緑地面積率の緩和【P9】
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮【P9】
- 一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案の創設